

『公羊伝』の「貶」の理論

田 村 和 親

一、問題の所在

原始公羊学は、『春秋』の記事を、記録された過去の個々の行動を是非し、不正を糾す能動であると位置付ける。公羊学は、春秋期を人間関係と社会秩序の甚しい混乱期であるとするが、その混乱は、秩序すべき王者が存在せず、統治が機能しないためである、とし、この混乱の記録である原『春秋』について、記録された個々の行動を、あるべき王者の視点によって是非し、秩序ある状態を構築したものこそが現『春秋』である、と認識するものである。即ち、ある個の、その当為を逸脱した行動に対し、記録の様態を変えることによってこの逸脱行為を誅し、誅することによって記録された逸脱行為を是正し、秩序を維持したと観念するのである。例えば、『春秋』に、「春。王の正月。丙午。衛侯燬邢を滅ぼす。」（僖公二十五年）とある。通常、『春秋』においては諸侯の名を付さず、齊侯・宋公・曹伯・許男などと記録する。従って、ここも「衛侯燬邢を滅ぼす。」のはずであるが、上のように「衛侯燬」と記録している。それは、衛侯燬が諸侯でありながら、同姓の邢を滅ぼすという、この行為が諸侯たるの当為を逸脱したものであり、この逸脱行為に対し、このように記録の様態を変えることによって、記録上、その君主たるの地位を絶ち、それによって逸脱行為を誅し、記録上、秩序を回復したと観念するのである。これによれば、春秋期の記録について、このように記録の様態を変ずることによって不正を糾し、また、善行を顕彰し、記録において秩序を回復したとするのが、原始公羊学の認識である。要するに、原則となる記録の方式を前提とし、その方式に適合しない記録の様態をとることにより、過去の個の行動を是正する能動として意識し

ているのである。

個の不正を糾す能動の一つが「貶」の認識である。貶とは、端的に言えば、非違した者を、その個の社会的位置から転落させるもので、例えば、公子たる個が、公子たるの行動範囲を逸脱するならば、個はその行動において公子たり得ないとし、公子の地位から転落させる営為である。注意を要するのは、第一に、その対象が『春秋』に記録された過去の人物の、過去の行動に対するものであり、第二に、従って、過去における事実としての個の地位を、記録の上で否定するものである。別に少しく論じたように、⁽¹⁾この営為は正名の基礎認識に立ち、それを展開したものである。ある地位に在る者が、その地位たるの當為に外れる（その範囲を超えたもの・範囲に及ばないものを含む）ことが、即ち、地位とその実態が一致しないことこそが混乱の原因であるとし、そこで、地位たるの當為を逸脱した者を、その地位から転落せしめ、そのような個を排除することによって混乱を回復するとする認識であって、そこに実体によって名（地位）を正す正名の論理が機能しているのである。

繰り返すが、この営みは現実に対応するものでなく、飽くまでも、『春秋』なる過去の記録の文献裏における、過去の行動に対するものであって、実体を伴わない觀念的営為である。しかしながら、ある基準を以て、過去の個々の行動が、個々の地位に妥当するか否かを判断するのであるから、ある地位を規定する思想的基準が既に構築されていなくてはならない。小論は、『公羊伝』の「貶」の事例について、その認識と論理構造とを再構成し、地位を規定する思想的基準を抽出するとともに、このような特異の論理である「貶」の認識の思想的位置の確定を試みる。

二、「貶」の表示と対象範囲

上に触れたように、『公羊伝』は、『春秋』の記録には、記録の基本的原則の設定が存在するとし、もしこの原則に適合しない表現があれば、そこには『春秋』を刪定した者の、何等かの意図が含まれていると認識する。この認識は、『春秋』の記

録において、ある個を、その行為において、その地位から転落せしめたとする、「貶」に対しても共通している。『公羊伝』が、「貶」を表現するための例外表現であると位置付ける『春秋』の記事は、以下の通りである。

- (1) 無駭師を帥い、極に入る。(隱公二年)。十有二月、無駭卒す。(隱公八年)
- (2) 夏。四月。辛卯。尹氏卒す。(隱公四年)
- (3) 秋。翬師を帥い、宋公・陳侯・蔡人・衛人に会し、鄭を伐つ。(隱公四年)。
夏。翬師を帥い、齊人・鄭人に会し、宋を伐つ。(隱公十年)
- (4) 三月。夫人_齊に孫るのが(孫于齊)。(莊公元年)
- (5) 齊人山戎を伐つ。(莊公三十年)
- (6) 十有二月。丁巳。夫人氏の喪齊自り至る。(僖公元年)
- (7) 秋。七月。大廟に禘して用て夫人を致す。(僖公八年)
- (8) (冬) 楚人宣申をして来りて捷を献ぜしむ。(僖公二十一年)
- (9) 冬。楚人・陳侯・蔡侯・鄭伯・許男宋を囲む。(僖公二十七年)
- (10) 夏。四月。己巳。晋侯・齊の師・宋の師・秦の師、楚人と(及)城濮に戦う。楚の師敗績す。(僖公二十八年)
- (11) (冬) 晋人衛侯を執えて、これを京師に帰る。(帰之于京師)(僖公二十八年)
- (12) 夏。四月。辛巳。晋人と姜戎と(及)秦を殲に敗る。(僖公三十三年)
- (13) 戊子、晋人秦人と令狐に戦う。晋の先昧師を以て秦に奔る。(文公七年)
- (14) 晋人接菑を邾婁に納る。納るること克わづあた。(文公十四年)
- (15) 三月。遂夫人婦姜を以て齊自り至る。(宣公元年)
- (16) 仲遂垂に卒す。(宣公八年)
- (17) 齊の崔氏衛に出奔す。(宣公十年)
- (18) 冬。十月。楚人陳の夏徵舒を殺す。(宣公十一年)
- (19) 夏。五月。宋人と楚人と平ぐ。(宣公十五年)
- (20) 十有一月。公楚の公子嬰齊に蜀に会す。丙申。公楚人・秦人・宋人・陳人・衛人・鄭人・齊人・曹人・邾婁人・薛人、鄆と(及)蜀に盟う。(成公)

二年)

- (21) 晋人・齐人・宋人・卫人・郑人・曹人・莒人・邾婁人・滕人・薛人・杞人・小邾婁人、澶淵に会するは、宋の災の故なり。(襄公三十年)
- (22) (魯の) 叔孫豹、晋の趙武・楚の公子匱・齐の国酌・宋の向戌・衛の石惡・陳の公子招・蔡の公孫帰生・鄭の軒虎・許人・曹人に漷に会す。(昭公元年)
- (23) 三月。晋人宋の仲幾を京師に執う。(定公元年)

引用経文中、下線を施した部分が例外表現である。予め貶に関する原始公羊学の為政階級の認識を言えば、君主（諸侯）・大夫（卿・氏・公子）・人であり、「貶」とは、君主や大夫たる者が人に、公子が無位に、など、記録において事実上の地位から下位に転落することである。

まず、(1) の「無駭」の表記について、『公羊伝』に、

無駭とは何ぞ。展無駭なり。何を以てか氏いわざる。貶せばなり。

とある。『春秋』が氏の位置に在る者の行動を記録するに当っては、国外においては「陳袁涛塗」、陳の袁氏の涛塗（僖公四年）、「宋華元」、宋の華氏の元（宣公二年）、「晋郤缺」、晋の郤氏の缺（成公二年）などのように、国名とその氏号を、国内においては「臧孫辰」、（魯の）臧氏の孫辰（莊公二十八年）のように、氏号を付すことを原則とする。これによれば、この記事は「展無駭」の表記でなければならない。然るにここは魯の展氏にも拘らず、単に「無駭」と記録し、従って、彼は貴族ではなく、無位の個人であると認識されている。それは「貶せばなり。」、無駭を氏たるの地位から転落したからである、と言う。因みに、何休は、氏は公子と同一で、公子の地位からの転落であるという。厳密に言えば、展氏は孝公の公子の展から始まる氏であるが、貶に関する『公羊伝』においては、卿・大夫・氏・公子の位置は、必ずしも明確には区分されていない。諸侯国内の氏とは、血族たる諸侯の庶子や、他国から到来した非血族の者が、新たに国内に封ぜられ、領地・統治権等を得た者及びそれを継承する子孫である。⁽²⁾ 彼等は諸侯国内の一部の領域を保ち、その統治を分担し、また、一部の者は抜擢されて国政に与かる。国政に与かる氏が大夫である。

大夫より抜擢された者が卿である。『公羊伝』は大夫たるの氏と、単なる氏とに区分している如くである。(17) の「崔氏」の表記について、『公羊伝』は、

崔氏とは何ぞ。齊の大夫なり。その崔氏と称するは何ぞ。貶せばなり。

と言う。ここに言う崔氏とは、齊の崔杼のことである。後に詳述するように、『公羊伝』は、この時彼は卿の位置に在ったとする。卿は上記のように、基本的地位は大夫である。伝文の「大夫なり」とはそのような認識であろう。その行動の記録については、たとい亡命であろうとも、氏に準じ、「衛の孫林父、晉に出奔す。」(成公七年)、「宋の華元、晉に出奔す。」(成公十五年) のように、衛の孫氏の林父、宋の華氏の元などと国名・氏号・名を記録する。従って、ここも「齊の崔杼」のはずであるが、記録は「齊の崔氏」である。それは卿もしくは大夫たるの地位から、国政に参与しない単なる氏に転落したためであると認識するのである。この例は諸侯国内のものであるが、(2) は天子の大夫のそれである。『公羊伝』に、

尹氏とは何ぞ。天子の大夫なり。その尹氏と称するは何ぞ。貶せばなり。

とある。天子の大夫の死亡は、「劉卷卒す。」(定公四年) のようにその名も記録する。尹氏はこの時天子の卿の位置に在った。が、ここでは「尹氏」、即ち氏としての表現である。それは上と同じく、卿もしくは大夫たるの地位から、単なる氏に転落したためであると認識するのである。

同様に、『公羊伝』が、大夫たるの地位から転落させた表現であるとするものは(10) (13) (14) (19) (23) である。(10) の晋侯以下の諸侯が「楚人」と城濮で戦ったとの記録について、『公羊伝』に、

これ大戦なり。曷為ぞ微なる者を使む。子玉得臣なり。子玉得臣なれば、則ちその人と称するは何ぞ。貶せばなり。

とある。「楚人」とは子玉得臣、楚の令尹たる成氏の得臣であるという。既に何休が指摘するように、齊の桓公の召陵の盟(僖公四年)においては「楚の屈完」と国名・氏・名を記録している。であるならば、ここも当然「楚の成得臣」でなければならない。然るに「楚人」の表記である。この伝には、人とは「微なる者」であるとある。経文の「人」の表記に対する『公羊伝』の認識は、「人と称するも亦微

なる者なり。」（僖公三十三年）とあるように、それは身分の低い者の称謂であると言う。事実、「公、莒人と包来に盟う。」（隱公八年）、「公、斉人と郜に狩す。」（莊公四年）の経文について、それぞれ「公は曷為ぞ微なる者と盟う。」「公は曷為ぞ微なる者と狩する。」といい、また、「王人」（僖公八年）について、「王人とは何ぞ。微なる者なり。」としている。その程度を言えば、経の「盜、宝玉大弓を窃む。」（定公八年）の伝に、「盜とは孰をか謂う。陽虎を謂うなり。陽虎とは曷為る者ぞや。季氏の宰なり。季氏の宰なれば、則ち微なる者なり。」とあるように、氏に仕える家臣、また、「西に狩して麟を獲たり」（哀公十四年）の伝に、「孰かこれを狩する。薪采の者なり。薪采の者なれば、則ち微なる者なり。」とあるように、薪とりに至るまでの、氏の家臣以下の者である。すると、『公羊伝』は、子玉得臣は楚の令尹でありながら、氏の家臣以下の「人」に転落したと認識するのである。（13）の「晋人」は、下文の「晋の先昧」であることが明らかである。伝に、

これ晋の先昧なり。その人と称するは何ぞ。貶せばなり。

それにも拘らず、晋人としたのは、大夫より転落したためであるとある。（14）の「晋人」については、伝に、

これ晋の郤欠なり。その人と称するは何ぞ。貶せばなり。

晋の大夫の郤欠が人と記録されたのは、大夫から転落したためであるとし、（19）の「宋人・楚人」について、伝に、

これ皆大夫なり。その人と称するは何ぞ。貶せばなり。

この両者は、宋の大夫華元・楚の大夫の司馬子反であるが、「人」と称したのはその地位からの転落であるとし、（23）については、

その京師に（于京師）と言うは何ぞ。伯討なればなり。伯討なれば、則ちその人と称するは何ぞ。貶せばなり。

経文に「于京師」とある以上は伯討である。⁽³⁾ 伯討であれば主体は諸侯であるはずである。然るにここは「晋人」である。それは「人」の位置に転落したからである、と言う。この晋人については後に詳述するが、晋の大夫、韓簡子のことである。従って、大夫たる韓簡子が「人」に転落したと認識するのである。このように、上掲

のものは、いずれも大夫たるの地位から「人」に転落したと認識するものである。この範疇には、卿から「人」への転落であるとする（21）も含まれると言つていい。即ち、大火による宋の消失を復旧すべく、晋・齊・宋・衛・鄭・曹・莒・邾婁・滕・薛・杞・小邾婁各国の要人が澶淵に集合した。しかしながら経文は「晋人」はじめ、すべて「人」の表記である。そこで、伝に、

これ大事なり。曷為ぞ微なる者を使ひしむる。

とあるように、諸侯連合による復旧事業という大事ながら、「人」を遣わしたことになる。しかし、事実は、「卿なり。卿なれば、則ちその人と称するは何ぞ。貶せばなり。」、各国の卿が会したものであって、「人」の表記は転落したものとする表現であると言う。

以上、卿・大夫についての「貶」の書例をあげたが、以下のものは、公子に対するそれである。（3）の「翬」の表記について、伝に、

これ公子翬なり。何を以てか公子と称せざる。貶せばなり。

公子の位置に在る者には公子号を付するのが原則であるが、ここは翬が公子であるにも拘らず、単に名のみの表記である。それは、この翬が公子の位置から転落したものであるという。（16）も「仲遂」だけの表記である。伝に、

仲遂とは何ぞ。公子遂なり。何を以てか公子と称せざる。貶せばなり。

公子ではあるが、同様にその地位から転落したものであるとある。（20）の前文には「楚の公子嬰斉」とあるものの、後文には「楚人」と表現していることについて、伝に、

これ楚の公子嬰斉なり。その人と称するは何ぞ。一貶するを得たるなり。

同じく転落したことを示す表現であると言う。やや範疇を異にするが、（22）の「公子招」の表現について、伝に、

これ陳侯の弟の招なり。何を以てか弟と称せざる。貶せばなり。

招は現陳侯の弟の筈だが、敢て「公子」としたのは、君主の弟の位置からの転落の表現であるとする。⁽⁴⁾

この認識はまた、夫人に対するものを含む。（4）（7）の「夫人」、（6）の「夫

人氏」、(15) の「夫人婦姜」について、それぞれの伝に、

夫人は何を以てか姜氏と称せざる。貶せばなり。

とある。適夫人の経文の表現は「夫人某（姓）氏」が基準である。しかし、この四例はいずれもこの基準に適合していない。それは、共に正夫人としての位置から転落したためであると言う。正夫人からの転落とは、第二夫人以下への転落であり、上の表現はまさに第二夫人以下の表現である。

上には卿大夫（氏）・公子・夫人に対する「貶」を挙げたが、『公羊伝』の「貶」の認識の最たるもののは君主に対するそれである。『春秋』の、諸侯に対する表現は「某（国名）侯（爵号）」で、例えば「晋侯・秦伯・楚子・許男」である。しかし、下のものはいずれも「人」の表記であって、従って、全て諸侯でありながら、氏（大夫）の家臣以下に転落した表現である。(5) の「斉人」について、伝に、

これ斉侯なり。その人と称するは何ぞ。貶せばなり。

とあり、以下、(8)(9) の「楚人」は、それぞれの伝に「これ楚子（成公）なり。その人と称するは何ぞ。貶せばなり。」、(11) の「晋人」は、「これ晋侯（文公）なり。その人と称するは何ぞ。貶せばなり。」、(12) の「晋人」は、「（晋の）襄公これを親からすれば、則ちその人と称するは何ぞ。貶せばなり。」、(18) の「楚人」は、「これ楚子（莊公）なり。その人と称するは何ぞ。貶せばなり。」とあって、齊の桓公、楚の成公・莊公、晋の文公・襄公がそれぞれ「人」の地位に転落している。

以上に検証したように、『公羊伝』の「貶」の認識の範囲は、諸侯・卿大夫（氏）・公子・夫人に対してであり、諸侯は一律に「人」に、卿大夫は「人」及び「氏」に、あるいは氏が無位に、公子が無位もしくは「人」に、適夫人が第二夫人以下に下落していることになる。

三、「貶」の対象行動

上に検証したように、『公羊伝』は、『春秋』の例外表現の一部に対し、諸侯・卿大夫（氏）・公子・夫人の対象者がその地位から転落したためであると觀念するも

のである。であるならば、どの様な行為によって転落したと認識するのか、次に、その理由について考察を加えなければならない。

(一) 諸侯の行動と「貶」

繰り返すが、『公羊伝』の「貶」とは、『春秋』の記事の様態が原則に適合しないものの一部は、諸侯以下、夫人に至るまでの、それぞれの位置に在る者が、相当する行為において、その地位以下に転落したことを示唆する表現であると認識する。上記の「貶」の対象範囲に在って、諸侯は実に「人」、氏の家臣以下に転落し、最も下落の格差が甚しい。そこで、まず諸侯はいかなる行為によって貶ぜられているのかに考察を加える。

諸侯が貶ぜられる行為の第一は、諸侯たるの当為からの逸脱である。この意味での事例が(18)である。上引のように、楚の莊公は、陳の夏徵舒を殺す行為を以て「人」に転落した。『公羊伝』に、

曷為ぞ貶せる。外討を与さざればなり。〔外討を与さずとは、その外に討つに因りて与さざるなり。内討と雖も、亦与さざるなり。〕（宣公十一年）

とある。〔 〕は「外討」の解説であることが明らかで、後に付加された文と見るべきである。⁽⁵⁾ともあれ、莊公は陳を討つという「外討」を以て人に転落したのである。前年の経に「癸巳、陳の夏徵舒その君平国（靈公）を弑す。」（宣公十年）とあり、陳の靈公は夏徵舒によって暗殺された。経緯は『左伝』に詳しい。そこで、この年陳を討ったのである。『左伝』に「冬、楚子陳の夏氏の乱のための故に陳を伐つ。……遂に陳に入り、夏徵舒を殺してこれを栗門に轄くるまざきにす。」（宣公十一年）とある。このように、莊公は君主を弑した者を誅すために陳を討ったが、この他国を討つの「外討」、即ち諸侯が諸侯を討つ行為によって人に転落したとある。それは、

曷為ぞ与さざる。実は与して文は与さず。曷為ぞ与さざる。諸侯の義は討を専らにするを得ざればなり。（『公羊伝』同前）

諸侯の行動は、恣に他の諸侯を討ち得ないからである、という。下文に「上に天子無く、下に方伯無し。」とある。要するに、諸侯を討つ者は、天子もしくは天子の

命を受けた方伯であると位置付けられている。この認識は、所謂西周封建制のシステムに準拠するもので、⁽⁶⁾公羊の基部には、このように西周期のシステムを理念した価値観が明らかに存在している。

これによれば、莊公は、諸侯としての範囲を逸脱し、天子・方伯（天子の命を受けて代行するものとしての）の領分を犯したことになる。従って、その非違を糾す王者がいれば、莊公は当然に誅せられるはずである。しかし、周王の権威が事実上下落した当時においてはそのような規制は機能すべくもない。戦国に至って、この間の記録である『春秋』の記事に対し、莊公のこの行動は、諸侯の範囲を超えた、当然誅罰されるものとする認識から、記録上、「楚の莊公」を「楚人」とし、その地位を諸侯たるの位置から氏の家臣以下に転落させ、以てこの諸侯たるの逸脱行動を糾し、それによって混乱を收拾したと認識するのである。

もっとも、それは飽くまでも記録上であり、この夏徵舒の事例のように、臣下が君主を暗殺するが如き行為に対し、天子・方伯の規制が機能し得ない現実に、『公羊伝』は、

諸侯の義は討を専らにするを得ざれば、則ちその実はこれを与すと曰うは何ぞ。
上に天子無く、下に方伯無し。天下の諸侯に無道を為す者有り。臣の君を弑し、
子の父を弑せしに、力めて能くこれを討てば、則ちこれを討ちて可なればなり。
たとい天子の命を受けず、諸侯の専断であろうとも、無道を糾す行為において是認
できるものと認識するのである。

このように、『公羊伝』としての妥協はあるものの、この莊公に対する『春秋』の筆法は、諸侯たるの範囲を超えた行動を是正するための、るべき王者の視点による誅罰としての記録の様態であると解釈するのである。論じたように、その基礎価値観は、西周封建のシステムに基づき、諸侯たるの範囲を超える者は、誅罰として諸侯の地位を更迭するとする認識を基底にするものであることが明らかである。

この認識と接近するものが（12）である。この事例は、晋の襄公が、秦の穆公を大破した、所謂殽の戦いの記事である。指摘したように、襄公の行為であるにも拘らず、記録は「晋人」であり、襄公が「人」の位置に転落している。これについて

『公羊传』に、

曷為ぞ貶せる。君は殯にあり。而して師を用う。葬を得ざりしことを危ぶめばなり。

時に襄公は、父文公の喪に当り、軍事を敢行した。ためにその葬儀を全うしなかつたのではないかと疑ったからである、とある。この認識は、君位を継ぐ者の、喪中の行動に対する規定に基づく。『春秋』によれば、文公は、殲の戦いの前年の十二月に薨じた（僖公三十二年）。殲の戦いは三十三年四月の辛巳の日に、文公の葬儀は同月癸巳の日に記録されている。戦後十二日後である。即ち、文公の薨後、葬儀までの間にこの殲の大戦を催したのである。これによれば、襄公は、父文公の送葬儀礼を全うしたとはいひ難く、「葬を得ざりしことを危ぶめばなり」、あるいは葬儀すら行い得なかつたのではないかと懸念したためである、という。このことは文公の葬儀の記事に明瞭である。即ち、

（夏。四月）癸巳、晋の文公を葬る。（僖公三十三年）

とあって、この記事には「癸巳」の日付がある。『春秋』の葬儀の記事の日付に対する『公羊传』の位置付けは、

時に及ばずして日いうは、葬を渴かにするなり。時に及ばずして日いわざるは、
葬を慢るなり。^{おこた}時を過ぎて日いうは、これを隠めるなり。^{いた}時を過ぎて日いわざ
るは、これを葬る能わずと謂うなり。時に当りて日いわざるは、正しきなり。
時に当りて日いうは、葬を得ざりしことを危ぶむなり。（隱公三年）

とある。時、即ち、卒後五ヶ月を経て葬るのが基準であって、従って、通常は日付を記録する必要がない。期間の長短と日付の有無によって基準外を表し、それはいずれも何等かの齟齬があったものである、という。文公は十二月に薨じ、四月に葬られているから、五ヶ月の基準期間である。しかし、上のように日付がある。期間と日付に対する上記の規定によれば、葬ることができなかつたであろうことを疑つた表現である。このことは、ここの諸侯たる襄公の「人」への転落の理由と一致する。喪中にも拘らず、軍事を催し、その父の葬儀をないがしろにした行為を以て転落したとするものである。この理由は、むしろ慣習としての当為からの逸脱である。

即ち、君主たるの行為の規定にかかる、前君葬送の慣習からの逸脱で、それは上掲の諸侯としての討伐行為と同様、諸侯たるの様々の当為の規定の一つであって、このように既に規定された当為を逸脱する者は、当然に諸侯たり得ず、下賤の「人」に過ぎぬとする認識に他ならないのである。

この二つの事例は、既に規定された諸侯たるの当為に適合するか否かにより、君主の地位から転落するとする認識であるが、一方、諸侯たるの内面に関わるとするものがある。即ち（8）に、楚の成公が宜申を魯に遣わしたにも関わらず、「楚人」に転落したのは、

曷為ぞ貶せる。宋公を執うるが為に貶せり。（僖公二十一年）

宋公を執えたためであるという。経緯は、同年秋の経に、

秋。宋公・楚子・陳侯・蔡侯・鄭伯・許男・曹伯、霍に会す。宋公を執えて以て宋を伐つ。

とある。ここの表記は「楚子」である。また、宋公を執えた者が明記されていない。そこで、『公羊伝』に、

孰れかこれを執う。楚子これを執う。曷為ぞ楚子これを執うと言わざる。夷狄の中國を執うるを与さざるなり。

とある。楚子の行為ではあるが、敢て「楚子」の主語を省いたのは、夷狄が中国（の諸侯）を執えることを容認しないからであるという。ここで言う夷狄とは、楚という領域上のそれであると共に、その行為においてもまた規定されるものである。夷狄たるの行為とは、宋公を執えるに至る詐謀のことである。冬の伝に、

曷為ぞ宋公を執うるが為に貶せる。宋公この子と期するに乗車の会を以てす。公子目夷諫めて曰く、楚は夷国なり。彊くして義なし。請う、君の兵車の会を以て往かんことを、と。宋公曰く、不可なり。吾これと約するに乗車の会を以てせり。我よりこれを為し、我よりこれを墮す、不可なりと曰わん、と。終に乗車の会を以て往けり。楚人果して兵車を伏して宋公を執え、以て宋を伐たんとす。（同前）

宋公と楚子はこの霍の会に先立ち、春に鹿上で盟い、軍を率いぬ会を約した。宋公

は公子目夷の諫言を退け、約に従って軍を帥いなかった。が、楚子は約に背き、軍を引き連れ、無防備で臨んだ宋公を武力で執えたのである。これによれば、信を以てした宋公に、楚子は詐を以て対したのである。のみならず、

楚人、宋人に謂いて曰く、子我に国を与えざれば、吾は將に子の君を殺さん、と。

執えた宋公の命を盾に脅迫に及んだ。この一連の楚子の行為が、中国たるの諸侯の名に適合しない卑怯の行為として目され、「人」、氏の家臣以下の位置に落とされたとするのである。このことは（9）の楚子でありながら、「楚人」と表記されたものに共通である。『公羊伝』に、

曷為ぞ貶せる。宋公を執うるが為に貶せり。故に僖の篇を終うるまで貶せるなり。

上記の行為によって僖公の篇においては全て「楚人」になっている。

公羊の言う夷狄とは、所謂地域上の区分であると同時に、このような中国としての紳士の行為の有無による区分の両面性を持つ。そこで、呉のように、一方においては地域上の夷狄が中国に上昇する現象が現れるのである。

この楚の成公の例と関わるもののが（5）である。ここの主体は斉の桓公でありながら「斉人」と記録したのは桓公を人に転落したためであるとし、

曷為ぞ貶せる。〔子司馬子曰く、蓋しこれに操るを以て已だ蹙めりと為すなり。〕
とある。この伝は転落の理由について司馬子の言説が位置しているが、別に論じたように、それは「曷為ぞ貶せる」以下に欠落を生じ、後に司馬子が説を補ったものと思われる。関連する伝文を考察すれば、桓公の山戎攻撃が純粹な攘夷（遊牧民族の中原からの撃退）による行動ではなく、その目的は、この攻撃を通じた諸侯への示威にあったとみるべきである。⁽⁷⁾ そうであるならば、桓公は、諸侯への威嚇という打算を以て山戎を撃ったのである。推定であるが、桓公の人への転落は、この打算による行動に対するものと思われる。後述するように、ある地位に在る者が卑怯もしくは打算による行動によって「人」以下に転落したとする認識は、他の事例に共通するものである。

このように、(8) (9) は、諸侯たるの信義に悖る卑怯の行為によって、(5) は、攘夷の正義に託つけた打算的行動によって、共に諸侯たるの地位から転落したと認識されたものである。この認識は、上の (18) や (12) の既に規定された諸侯たるの当為からの逸脱を以て貶ぜられるものとはやや異なり、むしろ諸侯たる者の内面に関わるものとして位置付いている。換言すれば、諸侯たるの内面と、内面に基づいた行動を以て諸侯たり得るとする認識で、諸侯としての位置が、その内面との関わりで規定されつつある。

諸侯についての最後の例、(11) もこの認識に立つものであろう。天子の意を体し、不正を討つ、の所謂伯討の記録で、従って、伯討の主体は諸侯、ここでは「晋侯」(文公) でなければならない。しかし、経文に「晋人」とあるのは、転落したためで、それは、

曷為ぞ貶せる。衛の禍は文公のこれを為せばなり。文公のこれを為すことは奈何。文公衛侯(成公)を逐いて叔武を立て、人をして兄弟相疑い、母弟(叔武)
を殺すに放にせ使むる者は、文公のこれを為せるなり。

衛の成公が、弟叔武を疑い、これを殺すに及んだ原因是文公自身にあるとし、そのような混乱を招来せしめた故に、文公を諸侯から転落させたという。一見、混乱の根源の責を問う、明徳慎罰論にねざす筆法とも取れるが、経緯を追えば、異なる視点によると思われる。即ち、文公は、

晋侯みち将に曹を侵さんとして、塗みちを衛に仮る。(『公羊伝』僖公二十八年春)
曹を攻めるために衛を通過しようとした。が、それは、

衛、得べからずと曰え巴、則ち固より將にこれを伐たんとするなり。(同前)
拒否すれば、攻撃を加えようとする思惑を秘めて交渉したものであり、事実、攻撃に転じた。晋の衛攻撃に対し、楚が救援し、やがて、かの城濮戦に至るのである。城濮戦に楚が敗れるや、衛侯は楚に出奔したが、実は、

文公衛侯を逐いて叔武を立つ。叔武は……己立ち、然る後に践土の会を為し、治めて衛侯に反せり。衛侯反るを得て曰く、叔武は我を篡うばえり、と。……終に叔武を殺せり。(『公羊伝』同年冬)

文公が追放したものであり、かつ、衛の内政を干し、弟の叔武を立てた。叔武は、治めて成公を迎えたものの、疑われ、成公に殺されたのである。文公のこの伯討は、「衛侯の罪は何ぞ。叔武を殺せるなり。」（同前）、この叔武殺害に対するものであるが、このように、文公の一連の行動は、当初より衛侵攻と楚との交戦を計算したものであり、しかも、そのもくろみに因る混乱に対する伯討の行為について、諸侯たりえないとする認識であることが明らかである。このように、文公の一連の対衛行動は、純粹な混乱収拾を目的としたものでなく、計算によるもので、このような不純の行動を以て「人」へ転落したとするものである。

以上に、諸侯たるの位置からの転落とするものについて分析を加えた。これによれば、転落の行為については二つに大別できる。一つは、既に規定された諸侯としての当為からの逸脱行動に対してであり、もう一つは、行動自体は諸侯たるの行動に適合しているとしても、その行動が何等かの打算による不純なものに対してである。後者には明らかに、行動と内面性とが相関し、言い換えれば、諸侯たるの行動の判定に倫理性が機能しているといつていい。然らば、卿大夫の行動においてどのような認識を示しているのかを次に考察しなければならない。

（二）卿大夫（氏）の行動と「貶」

卿大夫の事例について考えるに、上の諸侯のそれに共通するものがある。まず、（2）（17）である。（2）は天子の、（17）は齊の、それぞれ大夫たるもの、「尹氏」「崔氏」と、共に単なる氏に転落して表記してある。それは、両者の『公羊伝』に、

曷為ぞ貶せる。卿を世々にするを譏ればなり。卿を世々にするは礼に非ざるなり。

彼等は実に大夫より抜きんでられた卿であるが、それは世襲したものであった。ためにその事実を批判し、「氏」に落としたものという。ここでは二人が卿を世襲した経緯を度外視し、即ち、世襲するに至る両者の打算等の有無は問題にせず、単に世襲した事実のみを以て貶じている。すると、この例は、それが礼に悖る、慣行

に背くとするもので、礼という既に規定された慣行によって判断していることになる。

およそ卿大夫の「貶」の大部分は、卿大夫たるの、既に規定された行動に適合するか否かによる判断であると言っていい。(10) の楚の大夫、子玉が「人」に落されたのは、

曷為ぞ貶せる。大夫は君に敵せざればなり。(『公羊伝』僖公二十八年)

大夫の位置に在る子玉が、諸侯たる晋の文公に直接相対したからである、大夫は君主に対等し得ないためである、という。これによれば、君主に対する大夫の行動範囲についての既成の設定があり、子玉はこの大夫としての定められた行動範囲を超えたために、大夫としての地位を失い、「人」に転落したと認識するものである。(14) は晋の大夫郤欽が「人」として記録された。経緯は、邾婁は文公の薨後、定公(纁且)を立てた。が、郤欽は晋の甥に当る邾婁の公子、接菑を邾婁に即位させようとして軍事行動に出たのである。郤欽のこの行動は、大夫が他国の君主の改廢に関与するものであり、それは、

何為ぞ貶せる。大夫の君を廃置するを専らにするを与さざればなり。曷為れぞ与さざる。実は与して文は与さず。文は曷為ぞ与さざる。大夫の義は、君を廃置するを専らにするを得ざればなり。(『公羊伝』文公十四年)

大夫は恣に君主を改廢し得ぬとする、既に規定された大夫たるの範囲を超えた行動に他ならず、ために「人」に転落したとする認識である。また、(19) は、宋の大父華元・楚の大夫司馬子反が共に宋人・楚人に落されて記録してある。楚は二年に亘って宋を包囲したが、共に糧食尽き、両大夫の接触によって和議に至った。この間、両君主の意思を必ずしも確認したわけではない。この大夫の行動について、

曷為ぞ貶せる。平ぐる者下に有ればなり。(『公羊伝』宣公十五年)

国家間の和議は君主以下の者の折衝で締結するものでないとする、和平に対する既定の範囲に基づけば、両大夫は君主の意思によらず和平を結んだもので、従って、大夫としての範囲を超えた行動であることになる。それ故に彼等が「人」に転落した表記になっているとするのである。

このように、規定された範囲を超える行動を以てその地位を落ちたものは（23）も同様である。経の原文「晋人執宋仲幾于京師」によれば、伝に言うよう、伯討の表現である。経の「晋人」とは、伝に「大夫」とあるだけで、公羊経伝に明らかでなく、また、この経緯も不明である。そこで、『左伝』を参考するに、晋の韓簡子は周の築城において、その分担を拒否した宋の仲幾を執えたとある。これによれば、韓簡子は、天子もしくは晋君の命によらずに仲幾を執え、ために「人」に落ちたのである。それは、『公羊伝』に、

曷為ぞ貶せる。大夫の執を専らにするを与さざるなり。曷為ぞ与さざる。実は与して文は許さず。文は曷為ぞ与さざる。大夫の義は執を専らにするを得ざればなり。

大夫は独断で他国の有位者を執え得ないとする、大夫たるの範囲を超えたからであるとある。（21）は、晋をはじめとする諸国の卿が宋の復旧に当ったが、全ての卿が「人」に転落している。『公羊伝』に、

曷為ぞ貶せる。卿は諸侯を憂うるを得ざればなり。（襄公三十年）

卿の身分にあっては、他の諸侯の災害などに心をいたむことができないからである、という。諸侯を憂えるのは、卿の範囲でなく、従って、これもまた、卿たるの範囲を超えた行動として地位を落ちたとする認識である。

氏よりの転落である（1）は、やや特殊であるが、基本的には上と同様の認識であろう。ここでは「展無駭」は単に「無駭」と記録され、無位の位置を落ちている。それは、

曷為ぞ貶せる。始めて滅ぼすを疾めばなり。^{にく}始めて滅ぼすことはここに昉まるや。^{さき}ここより前んず。ここより前んずれば、則ち曷為ぞここに始まる。始めをここ（焉）に託せるなり。曷為ぞ始めをここ（焉）に託せる。春秋の始めなればなり。

無駭は極を侵し、滅亡させた。滅国行為は、諸侯たりと雖も、これを容認しない。ここは『春秋』の記録の最初であり、しかも、それが氏たる者によってなされた。この事実を重視し、氏としての範囲を遥かに超える行為として、無駭の氏たるの地

位を奪い、記録上、終生無位に落としたとするものである。ここには「春秋の始め」という特殊な要因も含まれるが、氏の範囲を超えるという意味においては前掲のものに等しい。

上記の卿大夫としての当為、行動範囲を超えるものと対象するのが（13）である。晋の大夫先昧は秦と戦ったが、経の表記は「晋人」に落ちている。それは、

何為ぞ貶せる。外すればなり。その外することは奈何。師を以て外すればなり。

何を以てか出るを言わざる。遂すこと外に在ればなり。

晋の外側になった、即ち、敵国の秦に奔ったからである、という。時に先昧は秦と戦うべく出征した。しかし、転じて秦に奔ったのである。この間の事情は『左伝』に詳しいが、公羊はその経緯を問わず、単に敵国に亡命した事実のみに対して、大夫たるの当為を放棄したものとして「人」に転落したと認識したのである。因みに、亡命の記述がないのは、この亡命が、国外においてなされたためであるという。

以上に論じたように、大夫（卿・氏を含む）の行動についての「貶」は、いずれも大夫たるの行動範囲を超え、または範囲に及ばぬものに対するものであった。言うまでもないが、卿大夫とは飽くまでも自国においてのそれであり、国家間におけるものではない。大夫が「人」以下に落ちる主要のものは、大夫の判断による国家間の和平、君位の改廃、国外諸侯への配慮、国外諸侯との対峙、国外大夫の拘執など、対外交渉、即ち、大夫という国内を所掌する位置を超える行動に対してであった。また、国内におけるそれについても、当代のみに限定される慣習を超えた世襲や、大夫たるの行動の放棄に対してであり、このように、その全てが大夫の範囲を脱したものである。

（三）公子・夫人の行動と「貶」

次に公子・夫人といった親族に属す者のそれについて分析を加える。（3）は公子号を去り、名のみの「翬」とし、公子の位置から落ちた表記である。『公羊伝』に、

曷為ぞ貶せる。公を弑するに与かればなり。（隱公四年）

曷為ぞ貶せる。隱の罪人なればなり。故に隱の篇を終うるまで貶せるなり。
(隱公十年)

隱公暗殺に関与した隱公の罪人であるからであるとある。經緯は、
公子翬、隱公に^{～づら}諂う。隱公に謂いて曰く、百姓は子に安んじ、諸侯は子を説べ
り。盍ぞ終に君為らざる、と。隱公曰く、否。吾は（隱居するために）塗裘
(の地) を脩め使む。吾は將に老せんとす、と。(隱公四年)

諂いを以て隱公に終生にわたる在位を勧めたが、隱公にその意思がないことを知る
や、

ある
公子翬若いはその言の桓に聞えんことを恐れ、ここに於て桓に謂て曰く、吾は
子の為に口つからせり。隱は曰く、吾は反さず、と。桓曰く、然らば則ち奈何
せん、と。曰く、請う、難を作し、隱公を弑せんことを、と。鍾巫の祭りに於
て隱公を弑せり。(同前)

却って桓公に讒言し、隱公暗殺を示唆したのである。翬が誰の公子なのは明確で
ないが、親族にして、かつ、その保身のために君主暗殺に關与したものである。同じく親族たる夫人が暗殺に關与したものが(4)である。この表現は適妻としての
「姜氏」ではなく、第二夫人以下に落ちた「夫人」の表記である。『公羊伝』に、

曷為ぞ貶せる。公を弑するに与かればなり。(莊公元年)

夫人が桓公を暗殺するのに關与したからであるという。それは、夫人が、夫の桓公
に、

その公を弑するに与かることは奈何。夫人は（魯の桓）公を（夫人の兄の）齊
侯（襄公）に譖れり。(夫の桓公は、子の) 同は吾が子に非ざるなり、齊侯の
子なり、と。齊侯怒る。これと酒を飲み、その出るにおいて、公子彭生をして
これを送ら使め、その乗において幹を擣りてこれを殺せり。(同前)

兄の齊の襄公に、子の同（莊公）は夫の桓公の子でなく、夫人の兄、襄公の子では
ないかと疑われたことを訴え、ために桓公が暗殺されるに至ったとある。(6)の
適夫人からの下落も、夫人が君公暗殺に關与したためである。『公羊伝』に、

曷為ぞ貶せる。公を弑するに与かればなり。(僖公元年)

とある。夫人が閔公暗殺に関わった経緯は、公羊に記事がない。『左伝』によれば、閔公は慶父（共仲）に指嗾されたト騎によって弑された。夫人哀姜は慶父に密通し、慶父を立てるべく、暗殺計画を知っていたとある。このように、上記のものは、いずれも自己保身や打算のために親族たる君主の暗殺に関ったために、その地位から転落されている。

(22) の陳侯の弟の招が、公子に落ちたものも暗殺に関わる。伝に、

曷為ぞ貶せる。世子偃師を殺すが為に貶せり。（昭公元年）

とある。偃師弑殺の記事は後の昭公八年だが、『公羊伝』は、後に、この招を討つに託つけた楚によって陳が滅ぼされたことを強調するためにここに貶じている、と位置付けている。いずれにしても肉親たる君主・世子の弑殺を以て地位を転落したものである。肉親弑殺に対する意識は、敢えて論ずるまでもないが、公羊において、君親には将にせんとすること無し。将にせんとして必ず誅す。……親者の弑せられ、然る後にその罪惡甚だしきを以てす。（昭公元年、また莊公三十二年参照。）

君や親に対しては、弑殺しようとすることは有り得ない。弑殺しようと思うだけで誅罰にあうとする認識を示している。事実、魯の公子牙は、兄の莊公を弑そうとして季友に毒薬を受けて死んでいる。（莊公三十二年。また閔公元年参照）。尤も、この公子牙と前掲の公子慶父は、共に君主弑殺を記録していないが、それは「親親」の論理によるものである。

(16) の公子遂が公子の位置を落ちたのも、同じく弑殺によってである。『公羊伝』に、

曷為ぞ貶せる。子赤を弑せるが為に貶す。（宣公八年）

とある。子赤とは、魯の文公の世子で、文公が薨じた時、未だ幼かった。公子遂の子赤弑殺の経緯は、成公十五年の『公羊伝』に詳らかである。遂は飽くまで幼君を立てようとする赤の傅、叔仲惠伯と子赤を弑し、宣公を立てたのである。『公羊伝』は、『春秋』は子赤を^{いた}隠み、忍びざるの表現を以て記録した、という（文公十八年）。春秋に子赤暗殺の記録がないのは同じく「親親」の論理によるものであろう。

一体、『公羊伝』は、

春秋は貶絶を待たずして罪惡の見わるる者は貶絶せず。以て罪惡を見わすなり。^{あら}

貶絶して然る後に罪惡の見わるる者は貶絶して以て罪惡を見わすなり。(昭公元年)

と認識する。記録を一見して罪惡が明白なものは特に貶絶しない、貶絶の表現をとらなければ罪惡が不明なものには、貶絶の様態を以て罪を表すという。上の暗殺に関する(3)(4)(6)は、いずれも「貶」の様態を以てそれが暗殺に関わったことを示唆し、(22)は、後文に暗殺を直叙するものの、この事件を契機に陳の滅亡を招いた事実を重んじ、敢て「貶」の様態をとったとある。因みに、肉親暗殺に関与した魯の公子牙と公子慶父は、莊公の弟であるが、経文は共に「公子」号で記録している(莊公三十二年)。

このように、親族暗殺にかかる「貶」は、自己保身や打算のために、有り得べからざる親族を弑殺する行為を糾す書法であり、そのような行為が親族の範囲を逸脱したとする基本認識に立つことは論ずるまでもない。

夫人についての他の事例は上の認識とは異なる。(7)は、適妻が第二夫人以下に落ちた表現であるが、それは、

曷為ぞ貶せる。妾を以て妻と為すを譏ればなり。その妾を以て妻と為すと言うことは奈何。蓋し齊に脅かされ、媵女の先ず至れる者をするなり。(僖公八年)
齊に強制され、妾を適妻に替えたもので、従って、慣習において適妻たり得ず、ために第二夫人以下に表現したものとする認識であり、(15)の「婦姜」の表記は、

曷為ぞ貶せる。喪にして娶るを譏れり。(宣公元年)

亡君文公の喪中の婚姻をそしったためであるからという。尤も、それは、

喪にして娶る者は公なり。則ち曷為ぞ夫人を貶せる。内に公を貶すの道無ければなり。内に公を貶すの道無ければ、則ち曷為ぞ夫人を貶せる。夫人と公とは一体なればなり。(同前)

君主たる宣公の行為であるが、魯国内の記事として君主をその地位から転落させる方法がなく、夫婦一体の認識から、敢て夫人を落としたものであるという。従って、

その主体は諸侯たる宣公である。この事例は、喪中の君主の行為という意味において、前掲（12）の、襄公の「人」への転落の認識と同一であり、（7）と共に、諸侯たるの慣習よりの逸脱である。（20）の楚の公子嬰斉の「人」への転落は、その事情において『公羊伝』に明らかでない。あるいは脱文があったものと思われるが、今は『通義』の、大夫は君に敵せずの認識において貶ぜられたものとする説に従う。

以上、『春秋』の例外表現の一部に対し、『公羊伝』が、ある地位に在る者がその地位を転落したためであると位置付けるもの全てについて検討した。その対象は、諸侯・大夫（卿・氏）・公子・夫人である。地位の転落の度合いは、必ずしも斉一ではないが、『公羊伝』には転落の程度を以て行為の軽重を量る意識はない。述べたように、それ自体が罪悪を表す肉親が肉親を殺す、あるいは、他国を滅ぼすなどといった、直接的な記録は貶絶の要がないものとする。その一方で、「貶」を表す記事は、個のある行為は悪事ではあるが、事実上は容認せざるを得ない（実は与す）、魯国内での悪事の記録を避ける（内の大惡は諱む）、記録するに耐えない（隠む）など、特異の論理によってそれを直接記録はしないが、しかしながら、それを看過するものではなく、そのような悪事を行ったことを記録として止め、以て悪事に対する誅罰とすることを目的とした筆法であると認識するのである。従って、地位の転落の書法は、個の悪事の弾劾に他ならず、悪事の程度を計量するものではないと認識するものである。

四、結語—「貶」の思想的位置

最後に、諸侯から夫人・公子に至るまでの「貶」に相当する行為の基準について纏めておく必要がある。既に述べたように、『公羊伝』は、『春秋』は一王によって統一された秩序ある王朝を想定し、組織体としての統治システムに則って各々の位置の分担と範囲を規定し、そこからの逸脱を王朝秩序を乱る行為であると位置付ける。そこで、記録上においてこれを誅罰し、かく記録し誅したことで乱れた秩序を回復したものと觀念するのである。この誅罰としての記録の様態が「貶」－地位の

転落であって、従って、貶ぜられる行為は、とりもなおさず、想定した組織体の各位置の分掌に適合しないそれである。まず、諸侯の分掌は、天子に受けた領域（国）内の統治である。そこで、この分掌を逸脱し、天子の領分を侵す行為、諸侯が、他の諸侯国の混乱を討つ（外討）などの討を専らにするといったもの、また、出兵・婚姻などによる君位継承慣行としての前君葬送の怠慢などがその対象となっている。大夫（卿）は君主に受けた領域の統治および国内経営への参画であって、諸侯の改廃・国家間の和平協定・諸侯との対戦・諸侯の拘執・諸侯国の災害救助・滅国など、諸侯あるいは天子の領域に属す大夫の分掌を超える行動、出征中の亡命による地位の放棄、慣行を超えた卿の世襲といった、全てその分掌に悖る行動が対象となっている。公子・君弟・夫人など、親族に対するそれは、君主・世子の弑殺という、親族の基本原理を犯す行動、慣行を無視した適妻の更迭、いずれも親族たるの範疇に外れる行動を対象としているのである。おしなべれば、上位の者の行為を下位が執り行ない、下位の親族が上位の親族を弑し、「一体」たるべき夫人がそれに関与するという、統治システム上の、また、親族上の逆転の行為に外ならない。

公羊の言う統治システムとは、モデル化した西周封建制のそれであり、社会的位置に基づくそれぞれの分掌と責任の体系の論理は、西周封建制のそれに一致する。事実、『春秋』に記録されたこれら下位による上位および上位の行動の侵犯は、春秋期という、封建のシステムの破綻そのものであり、これらシステムの破綻を、封建制の理念を以て文献上に修復したとするものが原始公羊学の認識なのである。「貶」の対象の大部分はこれら封建制に基づく、個々の社会的位置の行動範囲を超える者に対してであり、それらの逸脱には、本来、システム上の誅罰を伴う規制が機能し、破綻を繕ってきたのである。しかし、現実に規制が機能せず、システム上の破綻が原『春秋』の記録として残ったものについて、『春秋』を策定した者が、記録上の逸脱を記録上において糾し、記録上において破綻を修復し、この文献裏に機能したシステムを再現するという観念的營為として「貶」が位置するのである。

「貶」の認識に最も特徴であるものは、諸侯以下、各位置に在るもののが、その当為を逸脱するならば、その者はその位置を剥奪されるとする認識である。この認識

は、社会的位置に在る者が、その当為から外れるならば、それはその位置にあることを認めないとする論理を基底にもつ。ここに、例えば、諸侯たるの当為に外れるならば、諸侯たり得ず、従って、下賤の「人」に転落するとする「貶」の必然がある。この認識は、別に論じた「絶」の基礎認識と同様、正名の論理に基づくものである。即ち、封建制の原理に従って、既に規定された各階級の行動範囲を超える、また及ばぬ以上は、それはその階級に在ることを容認しないとするもので、社会階級という形式と、その当為という実質とが適合して始めて地位が地位たると認識するものである。正名の論理自体が、史的展開による基本認識から、展開した認識に至る体系を構成しているが、公羊におけるそれを位置付けるに、まず、基本とするものは、上記の社会的位置の当為を果たす者が、その位置に在るべき者である－諸侯たるの当為を全うする者が諸侯であり、全うし得ない者は諸侯たり得ない、従って、諸侯たるの地位を転落して然りとする認識である。但し、それは地位に相当する行為によってのみ規定されるものではない。地位たるの行動が地位としての純粹な行動であり、何等かの打算によるものでないことを前提とする。見てきたように、晋の文公は、天子に受けて衛を討った。伯討であって、諸侯たるの行動であるが、その思惑を以て「人」に貶ぜられている。齊の桓公の山戎討伐も、同じく打算を以て、楚の成公は詐謀を以て共に「人」に落ちている。齊桓・晋文において明らかのように、その行為自体は諸侯たるに適合していようと、行動の純粹性においてその地位を否定されている。ここには、社会的位置に在る者としての内面性が意識されているといつていい。この認識は、内面の拡大の程度を以て社会的に位置付けられるとする孟子の認識に通ずるものがある。確かに孟子は「桀の服を服し、桀の言を誦し、桀の行いを行わば、これ桀のみ。」(告子下-二) と言い、その行動においては放伐される者に下落するとする認識はある。と同時に、「堯の服を服し、堯の言を誦し、堯の行いを行わば、これ堯のみ。」(同前)、内面に根差す善行によってその位置の上昇を認める。しかし、公羊に在っては、行動自体は評価に値しても、行動がその分限を超えるものは断じてそれを容認しない。楚の莊公の、陳の夏氏の乱を収めた行為は、それ自体は混乱を回復するものとして評価するが、諸侯を超える

行動として「人」に落ち、宋の華元・楚の司馬子反の和平行動は紳士たる者として、また、戦争を終息させたものとして、晋の郤欽は理非の行動を取るとして、また、晋以下、諸国の卿が宋の復旧に尽力したとして共に評価されてはいるが、しかし、また共に範囲を超える行動として「人」に転落している。これらが示すように、天子たるの、あるいは諸侯たるに適う行動であろうとも、厳然として天子・諸侯としての地位は固より、行動自体を否定するに及んでいる。孟子の、堯たるの行動を以て堯たり得るとする、能力において相当する地位に位置付くという認識には至っていない。

このように、公羊においては、西周封建制をモデルとする社会階級と、組織体としての統治システムに基づく、それぞれの位置に在る者の、当為の設定と分掌の規定はあるものの、また、所掌に対する内面性という道徳律の萌芽はあるが、旧来の職掌に拘泥し、旧来の秩序に復帰するの段階で、秩序に対する思想としての意義の付与や、新たな方法による新展開への視点を設定するものではない。その意味において、公羊の「貶」の認識は、理論体系を備えた孟子などの儒学の前段階に位置する。換言すれば、公羊のこの認識を踏んで、戦国儒学の論理を形成する基部として在るのである。

小論は、『春秋』の記事に対し、『公羊伝』が直接「貶」であるとするものに限定して考察した。論中に述べたように、地位としての範囲を超え、また及ばぬ行動に対し、それを是正したとするものはこれに止まらない。一体、「貶」の書法自体が、逸脱行動を直叙できぬ事情によるものにのみ対するもので、直叙した逸脱行為は数多い。公羊の認識する地位としての行動範囲は、これら直叙された事例をトータルして始めて復元し得るものであり、地位としての責任範囲の個々については稿を改めて論ずる。

注

- (1) 拙稿「公羊伝の絶の認識」(『二松学舎大学東洋学研究所集刊』第二十九集・一九九九年所収。) なお、正名論については改めて論ずる。
- (2) 氏については、拙稿「西周期における徳の構造と機能」(『二松学舎大学論集』第三十一号・一九八八年)

参照。

- (3) 伯討については別論に少しく触れた。拙稿「公羊伝の先師の言説」(『二松学舎大学論集』第四十一号・一九九八年) 参照。
- (4) 『公羊伝』の公子・君弟の称謂についての記録の原則は、拙稿「公羊伝の賢の認識とその範囲」(『二松学舎大学論集』第四十号・一九九七年) 参照。
- (5) 『公羊伝』の付加については拙稿「公羊伝の則未知の類型」(『二松学舎大学論集』第三十七号・一九九四年)、「伯姬に対する三伝の評価」(『二松学舎大学東洋学研究所集刊』第二十七集・一九九七年)、「公羊伝の先師の言説」(前掲) 参照。因みに、この文の付加の部分に内討を許さず、の認識がある。何休は、国内の臣下を討つことを許さないの意であるというが、領国内の混乱を討つのは諸侯の当為であって、何休の解釈では意味をなさない。この付加の部分での認識は、外討とは楚などの夷狄に属する者の討伐、内討とは中原諸侯の討伐の意とするであろう。しかし、伝の後文に「諸侯の義は」とあって、諸侯の行為として把えられていることに明らかのように、外討とは、諸侯が他の諸侯を討つことに外ならない。
- (6) 西周封建制のシステムについては、拙稿「西周期における徳の構造と機能」(前掲)、「民本の理念の生成とその変容の過程(中)」(『二松学舎大学人文論叢』第四十七輯・一九九一年) 参照。
- (7) 以上については拙稿「公羊伝の先師の言説」(前掲) 参照。
- (8) 拙稿「春秋の筆法の基底」(『斯文』第九十八号・一九八九年)、また、「明徳慎罰の論理」(『斯文』第九十六号・一九八八年) 参照。
- (9) 拙稿「公羊伝の則未知の類型」(前掲) 参照。
- (10) 西周封建の統治と責任体系については前掲拙稿「西周期における徳の構造と機能」、「民本の理念の生成とその変容の過程(中)」、「明徳慎罰の論理」 参照。